

軍事力によらない「非核の傘」で平和と安全 いまこそ「東北アジア非核兵器地帯」を

2006年9月8日、中央アジア5か国が、「中央アジア非核兵器地帯」条約に署名し、世界で5番目、北半球で初となる非核兵器地帯が誕生した。一国非核兵器地帯の地位を獲得しているモンゴルとあわせ、北半球に「非核の傘」が大きく広がった。

非核兵器地帯においては、核兵器の開発、製造、取得や配備のみならず、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇も禁止される。こうした地帯の設置は、軍事力に依存しない「非核の傘」によって、私たちの平和と安全を確実にしようとする試みである。中東、南アジア、東北アジアなど各地で、新たな非核兵器地帯を生み出す努力が続けられている。北朝鮮の核実験という事態を受けたいまこそ、「東北アジア非核兵器地帯」の実現に向けて声を強めよう。

中央アジア非核兵器地帯条約(セミパラチンスク条約)

締結署名 2006年9月8日
発効 5か国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン)による批准から30日目に発効。

地帯の範囲
上記5か国の領土、全ての水域(港湾、湖、河川)及びこれらの上空。

核保有国の対応
核兵器国に署名開放される議定書は、「核兵器あるいは他の核爆発装置の使用もしくは使用の威嚇を行わないこと」、「条約及び議定書締結国によるいかなる違反行為も行為にも寄与しないこと」を定めている。

モンゴル非核兵器地帯地位

1998年12月4日 国連総会決議で
一国の非核兵器地帯の地位を認知
2000年2月3日 国内法制定
現在、非核兵器地帯の地位に基づく
二国間、または多国間協定を模索中

東北アジア非核兵器地帯(非政府提案)

1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・口が支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。
2004年、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。

アフリカ非核兵器地帯条約(ベリンダバ条約)

締結署名 1996年4月11日
発効 28カ国(当時のアフリカ統一機構(OAU)の過半数)が批准をすませたときに発効。

地帯の範囲
アフリカ大陸、OAUのメンバーである島しょ国、およびOAUの決議によってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。(地図は、付属書に基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシアが含まれている。

地帯内に位置する国・地域
アケラ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、中央アフリカ、チャード、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国(ザイール)、コートジボワール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュアン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ドミニオン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザンビア、ザンジバル、シンパブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料にもとづいた。)

加盟国
50カ国が署名、20カ国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コートジボワール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、トーゴ、シンパブエ)が加盟。

核保有国の対応
議定書では、条約締結国に対して、および地帯内で、核兵器を使用または使用の威嚇をしないことを定め、議定書は、地帯内での核実験の禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・批准、米、口は署名済み。2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)と移行した。

東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

締結署名 1995年12月15日
発効 1997年3月27日

地帯の範囲
東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水域となる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

地帯内に位置する国・地域
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある

加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の10カ国。

核保有国の対応
5つの核兵器国に対して「条約締結国に対して、および地帯内で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁止していること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書への署名を拒否している。中国も難色を示している。

南極条約

締結署名 1959年12月1日(ワシントン)
発効 1961年6月23日

地帯の範囲
南緯60度以南の地域、ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

地帯内に位置する国・地域
なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)

加盟国
5つの核兵器国を含む45カ国。

南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)

締結署名 1985年8月6日
発効 1986年12月11日

地帯の範囲
条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領

の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約

(トラテロコ条約)

締結署名 1967年2月14日
発効 1968年4月22日

地帯の範囲
北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

地帯内に位置する国・地域
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の33カ国。

核保有国の対応
5核兵器国すべてが、条約締結国に対して核兵器を使用しないこと、または使用すると威嚇を行わないことを定めた付属議定書に署名、批准寄託している。1990年に現在の名称に変更された。

の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

地帯内に位置する国・地域
オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、バヌア、ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカドニア(仏領)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、南太平洋フォーラムより名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、パラオにも加盟の資格がある。

加盟国
上記「地帯内に位置する国・地域」の13カ国。

核保有国の対応
条約締結国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。